

トピックス

- I. アジアにおける知財訴訟リスクの高まりへの対応
- II. フィリピン: マドリード協定議定書への加盟の合憲性
- III. ベトナム知的財産法(模倣品対策)

コラム

シンガポール新会社法解説(第9回)～取締役及び取締役会～

2016年  
9月号

## I. アジアにおける知財訴訟リスクの高まりへの対応

執筆者: 岩瀬 ひとみ、八木 智砂子

### 1. はじめに

日本企業のアジアへの事業展開は引き続き増加傾向にあり、それに伴いアジア諸国における知財訴訟リスクも増加しつつあります<sup>1</sup>。最近では特に ASEAN 各国において知的財産法の整備を進め、権利保護を強化する動きがあり、また、自国企業に対し知的財産権の重要性を強調するなど、知的財産権に対する意識の高まりも見られるところです。

アジア諸国におけるこの意識の高まりは、反面でそこに進出しようとする日本企業にとっては、自社の技術やブランドにもかかわらずそれらを使って事業を展開できない、あるいは第三者から知的財産権の侵害を主張され差止請求や損害賠償請求をされた場合には、最悪の場合当該国での事業展開ができない、といった想定されうるリスクへの対応がますます求められるようになってきている、ということを意味します。

### 2. 侵害者にならないために

差止請求や損害賠償請求をされないためには、何よりもまず、侵害者にならないということが重要です。

そのためには、例えば、新たに事業展開を検討する際には、当該国での第三者の知的財産権取得状況の調査を行うことがリスク管理の観点からは重要です。この調査を行うことにより、気付かずに第三者の知的財産権を侵害してしまうリスクを低減することが可能となります。

また、自社の知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)について自ら出願をし、自社の守りを固めておくこともポイントです。第三

<sup>1</sup> 特許庁の平成 27 年度外国出願補助金に係るフォローアップ調査報告書(ダイジェスト版)([https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/shien\\_gaikokusyutugan.htm](https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm))によると、平成 22 年度～26 年度に特許庁の外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)を利用した企業のうち、アンケート回収企業 621 社中 47 社(8%)が「海外の企業から権利を侵害していると指摘を受けた」経験があると回答しています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士との適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

者による先駆け出願を防ぐという観点でも、事業を進める上で、将来日本国外でどのような戦略で展開していくかを踏まえ、必要に応じてなるべく早い段階で出願を行っておくことが重要です。また、事業展開を進めるに当たって現地企業との交渉・取引が行われることも多いですが、それに先立ち、適切な秘密保持契約を締結する等情報の管理を徹底すべきこともいうまでもありません。

更にリスク管理という観点からは、自社による知的財産権の使用(製造・販売・輸出等)に関する証拠を整理、保存しておくことも大切です。これらの証拠により、将来第三者との間で訴訟等の知財紛争が生じた場合に、第三者の権利を無効化したり、自社の先使用权を主張することが可能となる場合があります。紛争が生じてから証拠を探すのは困難を伴うことが多いため、日頃からいざという時のため事前の準備を行っておくことが重要なのです。

### 3. 第三者から警告等を受けた場合

以上のような侵害者にならないための注意を払ったとしても、第三者から警告等を受けてしまうリスクをゼロにすることは困難です。

第三者から警告等を受けた場合、まずは慌てることなく事実関係の確認及び証拠収集を行うことが肝要です。そのためには、日頃から社内の連絡体制・現地法人との協力体制を構築しておくことが大切ですし、迅速かつ的確な初期対応を行うべく、直ちに専門家に相談することも重要となります。アジア諸国の法制度や実務は日本のものとの違いも大きく、例えばインドにおける仮差止決定のように、訴えの提起からわずか数日以内に決定が出されるような場合もあり、極めてスピーディーな対応が必要となる場合があるため注意が必要です。

### 4. 終わりに

以上のとおり、海外進出にあたっては現地で知財紛争に巻き込まれないよう適切に対処する必要がありますが、特にアジア諸国では、法制度や実務が日本のものと大きく異なり、予測可能性も低いうえ、知財訴訟対応に要するコストも物価に比して高額となる傾向があります<sup>2</sup>。知財管理は後回しにされることもありますが、アジアにおける知財訴訟リスクの高まりに対応するためには何よりも日頃の備えが重要であることを心に留めておく必要があります。



いわせ  
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士  
[hiwase@jurists.co.jp](mailto:hiwase@jurists.co.jp)

1997年弁護士登録、2004年米国ニューヨーク州弁護士登録。国内外の知財関連取引(ライセンス契約、共同開発契約等)、知財紛争、個人情報保護法・情報セキュリティ関連の案件等、知財やITが絡む案件を幅広く扱う。



やぎ  
八木 智砂子

西村あさひ法律事務所 弁理士  
[ch\\_yagi@jurists.co.jp](mailto:ch_yagi@jurists.co.jp)

2012年弁理士登録。国内外における商標権の権利化及び権利行使(侵害対応、税関対応、模倣品対策等)の案件を多数手掛ける。

<sup>2</sup> 特に中小企業にとっては負担が重くなりますが、中小企業向け海外知財訴訟費用保険や特許庁が創設した中小企業知的財産活動支援事業費補助金(海外知財訴訟保険事業)(<https://www.jpo.go.jp/sesaku/shien.sosyou.hoken.htm>)等を活用することも考えられます。

## Ⅱ. フィリピン: マドリード協定議定書への加盟の合憲性

執筆者: 今泉 勇、Maria Glenda Ramirez

2016年7月16日、フィリピン知的財産協会(IPAP)とオチョア外の間で争われた裁判(G.R.204605号)において、同国の最高裁判所大法廷による決定がありました。論点は二つあり、第一は、商標の国際的な登録に関するマドリード協定に関する議定書(マドリード協定議定書)へフィリピンが加盟した際の手続の合憲性であり、第二は、同国においてこれを実施することの合憲性です。

マドリード協定議定書は、いくつかの国にとってマドリード協定の遵守を困難にしていた点を取り除く目的で、1989年に採択されたものです。フィリピンは、2012年3月12日に当時のアキノ大統領が加盟の署名を行うことで、その85番目の加盟国となりました。2012年7月25日付で発効しています。IPAPはフィリピンにおける100以上の法律事務所や知的財産権法の実務家からなる協会ですが、この協会が、上院の同意なしに大統領の署名のみにより加盟した点について、条約の有効性の要件として上院の同意を要求する1987年の憲法との関係で無効ではないかという問題を提起しました。また、同協会は、マドリード協定議定書による外国商標の申請手続にフィリピン国内の知的財産権法典(IP法典)に違反している点がないかというも提起しました。とりわけIP法典の125条によれば、商標登録の申請人がフィリピンに居住者でない場合、これに関係する通知を受領して手続を行う現地代理人を選任することが求められています。同協会は、マドリード協定議定書が現地代理人の選任を要求していないため、その結果、IP法典を変更していることになると主張しました。

フィリピンの最高裁判所は、概要、以下のように判示しました。

- ・ 同国外務省がマドリード協定議定書が条約ではなく行政協定であると分類していることから、その加盟の有効性のために上院の同意は必要とされておらず、マドリード協定議定書への加盟は合憲である。
- ・ マドリード協定議定書による申請も関連する国内法により審査を受けるので、IP法典を変更する効果を持つものではない。
- ・ IP法典の定めている知的財産局(IPOPHL)での登録方法とマドリード協定議定書による世界知的所有権機関(WIPO)における登録方法は異なる別々のものであり、これらの別々のシステムにおける二つの方法を比較することは適当ではない。
- ・ (IPAPから指摘されていた、域外への文書送達やその手続に関して現地代理人のために費用と時間を要しているといった難点について)それらは最低限のものであるか、あるいはそうした難点自体存在しない。
- ・ IPOPHLが現地に居住する代理人の選任を求めているのは、実務上、商標登録を拒絶する場合、あるいは実際の利用の宣言や使用許諾契約の提出がなされる場合に限られる。

マドリード協定議定書への加盟の結果、ここ3年間、IPOPHLに対する商標申請が急増しています。最高裁判所が同議定書のフィリピンにおける発効に終局的なお墨付きを与えたことで、フィリピンにおいてもまたそれ以外の国々においても商標の持つブランド力を守れるよう、同議定書により簡明になった商標出願が居住者と非居住者の双方により利用され続けることが期待されます。



いまいずみ いさむ  
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士  
[i\\_imaizumi@jurists.co.jp](mailto:i_imaizumi@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2016年ベトナム外国弁護士登録。国内案件におけるM&A、一般企業法務の経験を生かし、アジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。インドのKhaitan&Co法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応の経験後、2016年3月より当事務所ホーチミン事務所にて勤務開始。



マリア グレンダ ラミレス  
Maria Glenda Ramirez

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 フォーリンアトニー  
[maria.glenda.ramirez@jurists.jp](mailto:maria.glenda.ramirez@jurists.jp)

1996年フィリピン国弁護士登録。2008年ベトナム外国弁護士登録。2015年7月から西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所にて勤務。

### Ⅲ. ベトナム知的財産法(模倣品対策)

執筆者:平松 哲

ベトナムでは、化粧品、衣料品、食品、カバン、DVD 等様々な種類の模倣品が氾濫しています。そして、このような模倣品は、ベトナムで製造される事例もあるものの、南北に長い国土の特徴から中国を中心とする国外から多く流入していると言われていす。本稿では、ベトナムにおける知的財産に関する重要な課題である模倣品の対策について解説します。

#### 1. ベトナム知的財産制度

ベトナムでは、知的財産権については、2005 年に知的財産法(Law No.50/2005/QH11)が制定され、その後 2009 年に改正し、現在の知的財産法(Law No. 36/2009/QH12)が 2010 年 1 月 1 日から施行されています。知的財産法は、保護の対象となる知的財産権として、①著作権及び著作隣接権、②工業所有権(発明、工業意匠、回路配置、営業秘密、商標、商号、地理的表示および不正競争防止)、③植物品種にかかる権利を規定しています。

#### 2. 模倣品への対応

模倣品への対応としては、知的財産権の侵害者に対する警告状の送付、侵害者へ接触して和解する、警告文を掲載するなどの非公式の対応が考えられます。これらは、強制力はないものの、侵害者の対応次第では、短期間かつ費用が少なく解決される可能性があり効果的な場合もあります。かかる対応が効果が無い場合や侵害の状況等によってはかかる対応を行うことなく、知的財産権の侵害に対する措置として、行政上の措置、民事上の措置、刑事上の措置といった措置を行うことが考えられます。

##### ア) 行政上の措置

模倣品を認識した場合の対応としては、比較的短期間かつ費用が少なく侵害行為を停止させることができる手段として、行政上の措置があります。知的財産法上は、以下の行為が行政罰の対象行為とされています(知的財産法第 211 条第 1 項)。

- ① 著作者、権利者、消費者または社会に損失または損害をもたらす侵害行為
- ② 模倣品を生産、輸入、輸送、取引するか又はこれらの行為を他人に委託する行為
- ③ 偽造商標又は地理的表示が付されたスタンプ、ラベル等の生産、輸入、輸送、取引、保有するか又はこれらの行為を他人に委託する行為
- ④ 知的所有権に関する不正競争行為

また、行政罰の内容としては、①警告または罰金に処せられ、また②侵害の性質及びレベルに応じて、a)模倣品、模倣品の製造又は取引に主として使用された素材、原材料及び用具の没収、b)一定期間の営業停止といった追加的処分に処せられるとされています。さらに、③これらに加えて、a)知的財産権侵害品の強制破壊、強制頒布、非商業的目的のための強制使用、b)ベトナム領土からの強制撤去といった矯正措置に服することとされています。

##### イ) 民事上の措置

民事上の救済措置としては、知的財産法上、以下の措置が規定されています(知的財産法第 202 条)。

- ① 知的所有権の侵害の終了
- ② 評判の是正及び謝罪
- ③ 民事的義務の遂行
- ④ 損害賠償

損害賠償の範囲としては、a)物理的損害(財産の損失、収入および利益の減少、事業機会の喪失、当該損害からの防止および回復のための合理的経費、合理的な弁護士手数料、ならびにその他の有形損失を含む。)、及び、b)精神的損害(上限 5000 万ベトナムドン)が規定されています。

## ⑤ 侵害品、素材、用具の廃棄等

## ウ) 刑事上の措置

知的財産権の侵害行為は、刑罰の対象ともされており、①著作権保護作品の侵害罪(刑法第 131 条)、②模倣品の製造販売(刑法第 156 条～158 条)、③著作権及び著作隣接権の侵害罪(刑法第 170 条 a)、④産業財産権の侵害罪(刑法第 171 条)が規定されています。

## 3. 税関における水際対策

ベトナムにおいては、模倣品の国外からの流入を防ぐために、税関における水際対策が有効であると考えられます。かかる水際措置としては、①通関手続きの停止及び②輸出入商品の検査または監督が規定されています(知的財産法第 216 条第 1 項)。

知的財産権者は、知的財産権侵害のおそれのある輸出入商品の検査又は監視を税関に請求することができます。税関が検査・監視請求を受理した場合は、当該商品の検査・監視が開始されます。税関は、知的財産権侵害のおそれのある商品を発見した場合、通関手続きを一時停止し、知的財産権者またはその代理人に通知します。知的財産権者は、通知を受けてから 3 営業日以内に、停止申立書を提出して通関手続きの停止を請求することができます。当該通関手続きの停止請求にあたって、知的財産権者は、商品価額の 20%または 2000 万ベトナムドンの供託金等を提供する必要があります。

通関手続きの停止の請求があった商品については、税関は、10 日間(正当な理由がある場合には 20 日まで延長可能)通関停止することができます。知的財産権者は、当該停止期間内に、民事訴訟や行政措置の申立てをすることになります。



ひらまつ あきら  
平松 哲

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士

[a\\_hiramatsu@jurists.co.jp](mailto:a_hiramatsu@jurists.co.jp)

新規進出、事業提携、企業買収など日本とアジア新興国との間の国際取引を中心として、日系企業の案件に幅広く携わる。2004年東京大学法学部卒業、2006年弁護士登録。2010年から2012年まで証券取引等監視委員会開示検査課に、2012年から2013年まで金融庁検査局に出向。2014年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、ベトナム外国弁護士登録後、2014年8月より当事務所ホーチミン事務所にて勤務開始。

## シンガポール新会社法解説(第9回)～取締役及び取締役会～

今回は、新会社法下における取締役及び取締役会の基本的事項について解説します。

## 1. 取締役に關する基本事項

シンガポールの会社は、その会社の規模にかかわらず、最低 1 名の取締役を設置すれば足りす<sup>1</sup>。取締役は 18 歳以上の自然人でなければならず、かつ最低 1 名の取締役はシンガポール居住者でなければなりません<sup>2</sup>が、シンガポール国籍を有する者である必要はありません。従いまして、シンガポールに居住している外国人 1 名を取締役に選任することもできます。なお、会社法上、1 名の外国人が複数のシンガポールの会社の取締役になることは制限されていません。しかし、外国人がシンガポールの居住取締役として就労するためには、就労許可(Employment Pass)を取得しなければならず、Employment Pass 上は 1 つの会社の取締役として勤務することが想定されているため、外国人が複数の会社の取締役に就任するためには、労働省(Ministry of Manpower)から承諾書(waiver letter)を取得する必要があります。

会社法上、取締役の人数に上限はありません。実務上、定款で取締役の人数の上限を設定することもあります。

1 上場会社の場合には、2 名の独立取締役を含む最低 3 名の取締役を選任しなければなりません。

2 旧会社法では、公開会社又はその子会社の取締役は、原則として、70 歳未満でなければならないと規定されておりましたが、改正により、この年齢の上限は撤廃されました。

取締役の選任・解任については、原則として、株主総会の普通決議により、取締役は選任され、又は(任期満了前に)解任されます<sup>3</sup>。なお、公開会社ではない会社は、定款に規定することにより、取締役会決議により取締役を解任することができるかとされています。取締役の任期は会社法上に規定がなく、実務上、定款で規定するか又は株主総会における取締役の選任時に任期も決議することになります。なお、モデル定款では、会社設立後初回の定時株主総会において全ての取締役の任期は満了し、以後の定時株主総会においては3分の1ずつ取締役の任期が満了すると規定されています。このモデル定款の規定は、必ずしもそのまま採用しなければならないわけではありません。取締役の再任も可能で、再任の回数に制限はありません。

日本の会社法と異なり、シンガポールの会社法では、代表取締役を選任することは要求されていません。もっとも、シンガポールの会社でも、任意に、会社を代表して業務執行を行う業務執行取締役(Managing Director)を選任することができます。Managing Directorの業務執行の範囲は、定款又は取締役会で決定することになります。

取締役は、株主総会の普通決議により報酬の支払が決議されない限り、取締役としての報酬を受け取ることができます。もっとも、取締役が、会社との間の雇用契約又は経営委任契約等の契約に基づいて受領する給料又はサービスフィーについては、株主総会の決議は不要であり、これらの契約の締結は取締役会の決議で足りると解釈されています。また、総株主の10%又は総議決権の5%以上の株主からの要求があった場合には、各取締役が会社との契約に基づいて受領する給料又はサービスフィーを含む取締役の報酬総額を記載した監査済みの証明書を各株主に対して送付しなければなりません。

## 2. 取締役会に関する基本事項

日本の会社法と異なり、シンガポールの会社法では、取締役会の開催頻度、招集方法、決議方法等の運営に関する事項の規定がありません。実務上、取締役会の運営に関する事項は、各会社の株主構成又は親会社の意向等に基づき設計し、その内容を定款で規定することになります。

モデル定款で規定されている取締役会の運営に関する事項の内容は以下のとおりです。

- ・ 各取締役は、いつでも取締役会を招集することができる。
- ・ 取締役会の定足数は、取締役会で定める。取締役会の定めがない場合には、定足数は2名とする。
- ・ 取締役会決議は、参加した取締役の過半数の賛成による。なお、可否同数の場合には、議長が決定権を有する。なお、利害関係を有する取締役は、決議に参加することができない。
- ・ 取締役会の議長は、取締役会の決議に基づき指名する。
- ・ 取締役会は、その権限を委員会又は取締役に委譲することができる。
- ・ 書面決議には、全ての取締役が署名しなければならない。

なお、上記のモデル定款の内容をそのまま採用する必要はなく、上記の内容とは異なる設計をすることも可能であり、また、モデル定款に記載のない事項を定款で規定することも可能です。

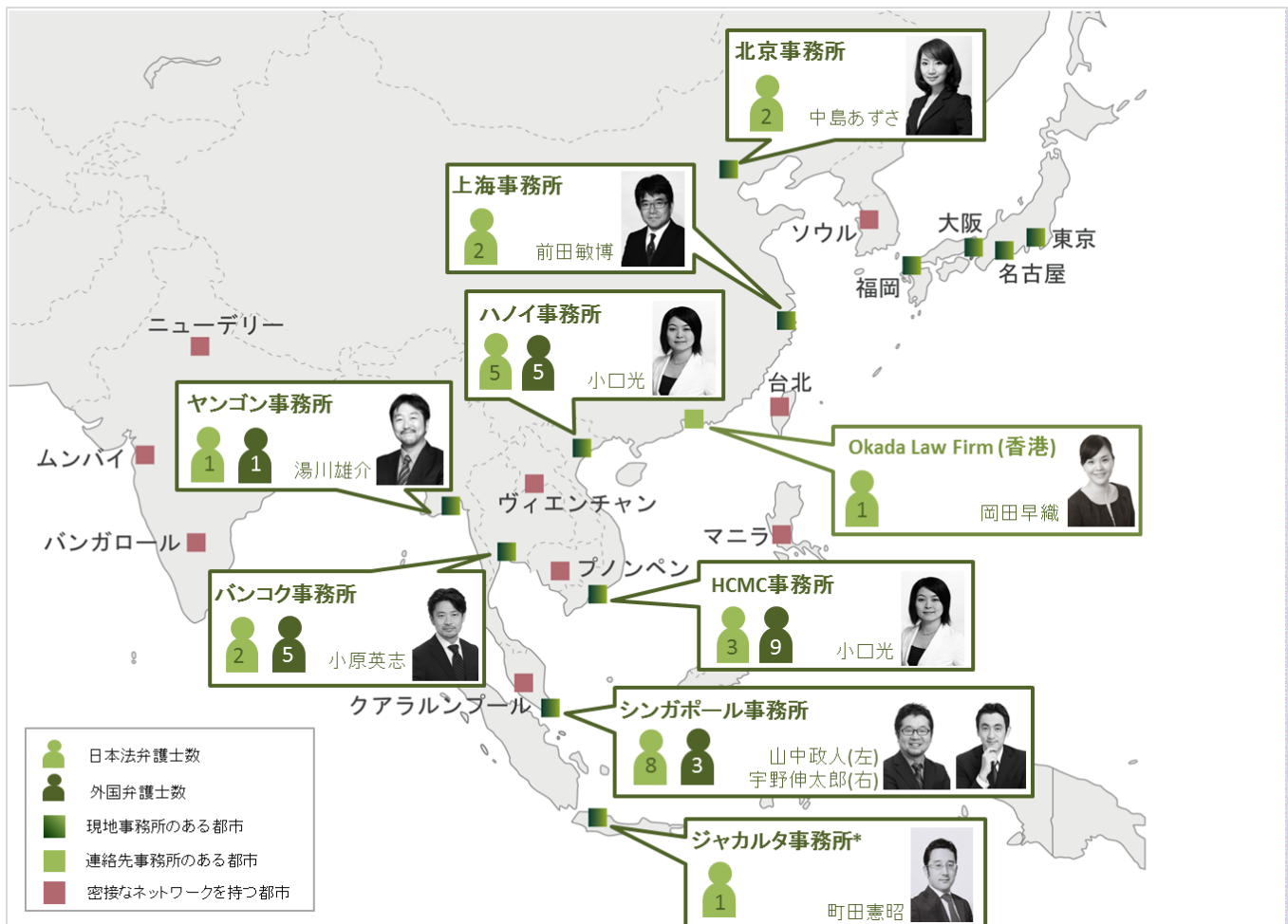
3 株主総会の招集通知は、通常、株主総会の開催日の14日前までに送付すれば足りませんが、公開会社の取締役の解任の場合、原則として、株主総会の開催日の遅くとも28日前までに通知しなければなりません。

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

[佐藤 正孝](#)



西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



**バンコク事務所**  
Tel: +66-2-168-8228  
E-mail: info\_bangkok@jurists.jp

小原英志(代表)、下向智子、ジラポン・スリワット、アティターンポー・ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブ、オーム、アピンヤー・サーンティカセーム、カーンター・ティップターン

**北京事務所**  
Tel: +86-10-8588-8600  
E-mail: info\_beijing@jurists.jp

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

**上海事務所**  
Tel: +86-21-6171-3748  
E-mail: info\_shanghai@jurists.jp

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

**ハノイ事務所**  
Tel: +84-4-3946-0870  
E-mail: info\_hanoi@jurists.jp

小口光、武藤司郎、廣澤太郎、柳瀬ともこ、村田智美、グエン・テイ・タン・フォン、グエン・トゥアン・アン、グエン・ホアン・トゥアン、グエン・マン・クオン、グエン・ホアン・リー

**ホーチミン事務所**  
Tel: +84-8-3821-4432  
E-mail: info\_hcmo@jurists.jp

ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀、平松哲、今泉勇、チョン・フウ・ゲー、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミス、チャン・コック・ダット、グエン・ダン・ミン

**ジャカルタ事務所\*** \*提携事務所  
Tel: +62-21-2933-3617  
E-mail: info\_jakarta@jurists.jp

町田憲昭

**シンガポール事務所**  
Tel: +65-6922-7670  
E-mail: info\_singapore@jurists.jp

山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、早川皓太郎、イカン・ダーヤント、シャロン・リム、メリッサ・タン・スー・イン

**ヤンゴン事務所**  
Tel: +95-1-382632  
E-mail: info\_yangon@jurists.jp

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

**Okada Law Firm (香港)** \*関連事務所  
Tel: 080-9042-4590  
E-mail: s\_okada@jurists.co.jp

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。